

令和7年
第3回

沖縄県議会（臨時会）会議録

令和7年5月16日	開会	} 1日
令和7年5月16日	閉会	

沖 縄 県 議 会

令和7年
第3回 沖縄県議会（臨時会）会議録目次

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5

○第1号（5月16日）

1. 開会年月日時	7
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	7
1. 出席議員	7
1. 欠 員	8
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8
1. 開 会	8
1. 諸般の報告	8
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
1. 日程第2 会期の決定	8
1. 日程第3 議員提出議案第1号 地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法 第29条第2項の規定に基づく弁明書	8
1. 宮里 洋史議員の提案理由説明	8
1. 討 論	11
喜友名智子議員	11
徳田 将仁議員	13
1. 採 決	13
1. 本会議の暫時休憩を求める動議の提出	14
1. 日程追加 議員提出議案第2号 西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、 否定する発言に対する抗議決議	14
1. 山内 末子議員の提案理由説明	14
1. 討 論	14
大田 守議員	15
1. 議長の発言取消留保の宣告	16
1. 採 決	16
1. 議員派遣	16
1. 閉 会	16

○巻末掲載文書

1. 議員提出議案	19
1. 諸般の報告	23
1. 議案処理一覧表	25

令和7年第3回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	5月16日	金	（会議録署名議員の指名） 本 会 議（会期の決定） （議員提出議案の説明、採決）	

開会日に応招した議員

中 川 京 貴 議長
上 原 章 副議長
瑞慶覧 長 風 議員
瀬 長 美佐雄 議員
喜友名 智 子 議員
儀 保 唯 議員
大 田 守 議員
高 橋 真 議員
宮 里 洋 史 議員
徳 田 将 仁 議員
新 里 治 利 議員
新 垣 善 之 議員
新 里 匠 議員
平 良 識 子 議員
比 嘉 瑞 己 議員
次呂久 成 崇 議員
米 須 清一郎 議員
幸 喜 愛 議員
當 間 盛 夫 議員
松 下 美智子 議員
喜屋武 力 議員
大 屋 政 善 議員
小 渡 良太郎 議員
新 垣 淑 豊 議員

比 嘉 忍 議員
当 山 勝 利 議員
西 銘 純 恵 議員
新 垣 光 栄 議員
上 原 快 佐 議員
玉 城 健一郎 議員
山 里 将 雄 議員
糸 数 昌 洋 議員
仲 里 全 孝 議員
仲 村 家 治 議員
下 地 康 教 議員
新 垣 新 議員
島 尻 忠 明 議員
大 浜 一 郎 議員
渡久地 修 議員
仲 村 未 央 議員
仲宗根 悟 議員
山 内 末 子 議員
座 波 一 議員
西 銘 啓史郎 議員
又 吉 清 義 議員
呉 屋 宏 議員
島 袋 大 議員

令和7年5月16日

令和7年
第3回 沖縄県議会（臨時会）会議録

(第1号)

令和7年
第3回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第1号）

令和7年5月16日（金曜日）午前10時開会

議 事 日 程 第1号

令和7年5月16日（金曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書

宮里 洋史議員	徳田 将仁議員	提出 議員提出議案第1号
新里 治利議員	新垣 善之議員	
新里 匠議員	喜屋武 力議員	
大屋 政善議員	小渡良太郎議員	
新垣 淑豊議員	比嘉 忍議員	
仲里 全孝議員	仲村 家治議員	
下地 康教議員	新垣 新議員	
島尻 忠明議員	大浜 一郎議員	
座波 一議員	西銘啓史郎議員	
又吉 清義議員	呉屋 宏議員	
島袋 大議員		

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書

日程追加 西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言に対する抗議決議

出 席 議 員 (47名)

48 番	中 川 京 貴 議長	13 番	比 嘉 瑞 己 議員
42 番	上 原 章 副議長	14 番	次呂久 成 崇 議員
1 番	瑞慶覧 長 風 議員	15 番	米 須 清一郎 議員
2 番	瀬 長 美佐雄 議員	16 番	幸 喜 愛 議員
3 番	喜友名 智 子 議員	17 番	當 間 盛 夫 議員
4 番	儀 保 唯 議員	18 番	松 下 美智子 議員
5 番	大 田 守 議員	19 番	喜屋武 力 議員
6 番	高 橋 真 議員	20 番	大 屋 政 善 議員
7 番	宮 里 洋 史 議員	21 番	小 渡 良太郎 議員
8 番	徳 田 将 仁 議員	22 番	新 垣 淑 豊 議員
9 番	新 里 治 利 議員	23 番	比 嘉 忍 議員
10 番	新 垣 善 之 議員	24 番	当 山 勝 利 議員
11 番	新 里 匠 議員	25 番	西 銘 純 恵 議員
12 番	平 良 識 子 議員	26 番	新 垣 光 栄 議員

27 番 上 原 快 佐 議員
28 番 玉 城 健一郎 議員
29 番 山 里 将 雄 議員
30 番 糸 数 昌 洋 議員
31 番 仲 里 全 孝 議員
32 番 仲 村 家 治 議員
33 番 下 地 康 教 議員
34 番 新 垣 新 議員
35 番 島 尻 忠 明 議員
36 番 大 浜 一 郎 議員

38 番 渡久地 修 議員
39 番 仲 村 未 央 議員
40 番 仲宗根 悟 議員
41 番 山 内 未 子 議員
43 番 座 波 一 議員
44 番 西 銘 啓史郎 議員
45 番 又 吉 清 義 議員
46 番 呉 屋 宏 議員
47 番 島 袋 大 議員

欠 員（１名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平 田 正 志	議 会 事 務 局 長	安 田 健 主	査
宮 城 優 次	長	浦 崎 千 都	主 事
上 原 毅	議 事 課 長	下 地 広 道	政 務 調 査 課 副 参 事
宮 城 亮	課 長 補 佐		

○中川京貴 議長 ただいまより令和７年第３回沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

○中川京貴 議長 これより本日の会議を開きます。
日程に入ります前に報告いたします。

本日、宮里洋史議員外20人から議員提出議案第１号「地方自治法第258条第１項において準用する行政不服審査法第29条第２項の規定に基づく弁明書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○中川京貴 議長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

４番 儀 保 唯 議員 及び
11番 新 里 匠 議員

を指名いたします。

○中川京貴 議長 日程第２ 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本５月16日の１日といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本５月16日の１日と決定いたしました。

○中川京貴 議長 日程第３ 議員提出議案第１号 地方自治法第258条第１項において準用する行政不服審査法第29条第２項の規定に基づく弁明書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

宮里洋史議員。

〔議員提出議案第１号 巻末に掲載〕

〔宮里洋史 議員登壇〕

○宮里 洋史 議員 皆さん、おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会の宮里洋史です。

私はただいま議題となりました議員提出議案第１号「地方自治法第258条第１項において準用する行政不服審査法第29条第２項の規定に基づく弁明書」について、提出者を代表し、概要及び提案理由を説明いたします。

本案は、令和７年４月14日付総財第34号で沖縄県知事から総務大臣宛て提出された審査申立書に関し、地方自治法第258条第１項において準用する行政不服審査法第29条第２項の規定に基づき同年５月８日付文書

で代表自治紛争処理委員から弁明書の提出を求められたことから、同規定により弁明書を提出するためのものです。

次に、本案の概要を説明するのですが、内容が多岐にわたりますので、ポイントを絞って御説明いたしますので、詳細は案文を御参照願います。

まず、去る令和7年2月議会において、令和7年度沖縄県一般会計予算及び令和7年度沖縄県公債管理特別会計予算に関して、借換債を58億円増額し、財政調整基金に積み立てる修正案が提出され、議会として予算を修正議決したことに対し、知事から地方自治法第176条第4項に基づき再議書が提出されましたが、議会においてさきの議決のとおり決しました。以下の説明において、この議決を本件議決と呼ぶことといたします。

これに対し、知事は本件議決が知事の予算編成権を侵すものであり、議会の議決がその権限を越えまたは法令に違反するとして、総務大臣に審査申立てを行いました。

本案は、地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書であり、審査申立てに対して議会としての見解を明らかにするものであり、知事の主張に対し項目ごとに争うもの、争わないものを示しております。

基本的に、法令や通知の引用、事実関係に関しましては争わないこととし、本件議決に関する知事の認識や法令の解釈適用等、本件議決の趣旨を否定する見解に対しては、争うこととしております。

そして結論において、本件議決については予算の趣旨を損なう増額修正に当たらないことは明らかであって、長の予算の提出権限を侵すものではなく、地方自治法第97条第2項により認められた議会の予算修正権の範囲を超えるものではなく、本件議決は適法になされたものであって、申立人の主張はその理由を欠くものであり、本件申立ては棄却されるべきものであるとしております。

次に、本件弁明書における主たる見解を申し述べます。

弁明書の1ページ、第3の1、「第2の1(1)エ」についてであります。

知事は審査申立書において、「地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」において、「予算については長に提案権が専属していることから、議会による予算修正権の拡大については慎重に検討していくべきである。」とあり、議会の修正権は厳格に解され

ている。」と主張しております。

しかしながら、申立人が引用する地方制度調査会の答申については、地方自治法改正に関して将来に向けた意見であって、答申当時に存在していた地方自治法第97条第2項の解釈及び運用について述べたものではないことは明らかであって、申立人の主張は失当であります。

次に同じく弁明書1ページ、第3の2(1)及び(2)、「第2の2(1)イ」及び「第2の2(1)ウ」についてであります。

知事は審査申立書において、「借換債は、年度ごとに発行可能額が異なり、恒常的な財源としては安定しないため、後年度に継続する事業の財源とするには課題がある。」、「本件議決は、「本来、事業に充てることのできるキャッシュをみすみす取り逃している」とのことで、借換債を増額し、財政調整基金に積み立てるものとなっているが、具体的な事業の必要性や所要額の議論がない中で、後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いている。」と主張しております。

しかしながら、借換債を後年度に継続する事業の財源とするかどうかは、まさに長の判断に委ねられているのであって、本件議決は特定の事務事業の財源に充当せよという内容ではありません。後年度の財政運営も考慮しつつ、長において適切な予算措置を行うために、財政調整基金へ積み立てるという趣旨でございます。

また、具体的な事業の必要性や所要額の議論は予算編成権を有する長が行うべきであって、こうした議論を反映させて個別具体の事務事業の財源を修正することこそ長の予算編成権を侵すことにつながるものであり、したがって議会としては、本件議決において後年度の財源として活用可能な財政調整基金への積立てを行うこととしたものであります。

次に同じく弁明書1ページから2ページ、第3の2(3)及び(4)、「第2の2(1)オ」及び「第2の2(1)カ」についてであります。

知事は審査申立書において、「借換可能額266億円のうち、臨時財政対策債に相当する部分は165億円である。原案の173億円を臨時財政対策債とそれ以外の県債との借換可能額の比率で按分して推計した額107億円と、165億円との差額58億円が増額された。しかし、借換債の内訳（臨時財政対策債とそれ以外）については、金融機関との交渉の結果、借換時に決まるものであり、臨時財政対策債相当額として算出した推計は、合理性を欠いている。」、「常任委員会の審査の

過程で生じた疑義について、改めて質疑を行う令和7年3月18日の予算特別委員会の総括質疑では取り上げられることなく、同月25日の予算特別委員会の採決に先立ち修正案が提出された。以上のことから、長と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見出したとは言いがたい。」と主張しております。

しかしながら、本件議決の趣旨は、一般財源に相当する臨時財政対策債を優先的に借り換えるよう求めるものであって、借入金融機関との交渉においてもこうした観点も期待するものであります。しかしながら、原案の173億円を積算するに当たって、臨時財政対策債を何割程度借り換える考えを持っているかについては、執行部は明確な答弁を行っておらず、執行部の議会に対する説明不足は否めません。したがって、予算審議の過程において173億円の積算根拠自体に合理性を見いだすことはできなかったわけであり、こうした経緯から、案分によって相当額を算出するという方法を行ったのであり、積算方法として合理性や相当性を欠くものではありません。

また、臨時財政対策債の借換えについては、これまで幾度となく議会と長との間で議論が交わされてきたことは事実であり、総括質疑において取り上げられなかった一事をもって調整がなされなかったと指摘することは失当であります。事実、令和7年2月定例会中、本会議や委員会の場以外で財政課担当者や総務部長との間で、沖縄自民党・無所属の会会派は少なくとも2回は意見交換を行いました。その際、こうした財源の活用方法についても検討していきたいとの発言も執行部側からあり、こうした一連の経緯を踏まえて本件議決に至ったものであります。申立人の主張は、こうした事実経過を無視するものであります。

次に同じく弁明書2ページ、第3の4(2)、「第2の2(3)エ」についてであります。

知事は審査申立書において、「原案における財政調整基金残高約71億円は、前年度と同規模となっている。令和6年度においても様々な補正予算に対し、残高が不足することなく適切に措置していることから、今後の事情変更による財政需要に十分に対応できるものと考えており、地方債を増やしてまで財政調整基金を積み増す理由に欠ける。」と主張しております。

しかしながら、財政調整基金については、近年多発する災害対策や公共施設の維持・更新等、これまで以上に一定の規模を確保していく必要性が高まってきているのでありまして、こうした対応への財源を確保しつつ、これまで財源不足を理由に手当てできなかった事務事業の財源を見いだすという本件議決の趣旨を申

立人は考慮しておりません。

次に同じく弁明書2ページから3ページ、第3の5(1)、「第2の2(4)イ」についてであります。

知事は審査申立書において、「これまで、歳入不足を補う地方債である臨時財政対策債の借換えについては、必要な事業の財源を確保した上で、一部を繰上償還し将来の県民の利子負担の軽減を図りつつ、健全な財政運営を行ってきた。」と主張しております。

しかしながら、沖縄県は臨時財政対策債の制度創設以来、毎年度、発行可能額満額の借入れを行っております。そして平成22年度頃から恒常的に借換え予定債の一部を繰上償還することによって、当該年度の当初予算編成時における収支差をコントロールする手法を取り入れております。しかしながら、そもそも一旦借入れを行うことによって、5年ないし10年の利払いが発生しており、明確に県民負担が生じているのであります。収支差を調整する必要があるのであれば、一般財源である臨時財政対策債の発行を一部取りやめるといのが借換え時点までの利払いが発生しないという点で合理的であり、申立人の主張する健全な財政運営がなされてきたのかについては疑問があります。

次に、同じく弁明書3ページ、第3の5(2)及び(3)、「第2の2(4)エ及びオ」についてであります。

知事は審査申立書において、「県債の借換えは、将来の財政需要や将来世代への負担などを熟慮して実施しており、本件議決により、直近の金利で試算すると約5億円の負担増となり、昨今の金利上昇傾向を踏まえると、今後更なる利子負担の増が見込まれる。」、「地方財政法第4条の2で「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」と規定されており、当該条項は、長期的視野における地方公共団体の財政運営に関する基本原則を定めている。本件議決は、この原則を否定するものである。」と主張しております。

しかしながら、後年度の利息負担が約5億円増えることから将来負担を何ら考慮していないという申立人の主張については、基金に積み立てられた58億円のうち5億円を利払いに充て、残りの53億円をほかの必要な事務事業の財源として確保することができるという視点に欠けており、合理性のない主張であります。また、修正案の提案理由説明にもあるとおり、実質公債費比率や将来負担比率という中長期的な財政指標への影響も加味した上で本件議決はなされており、地方財政法第4条の2に反するという申立人の主張は当たらないものであります。

最後になりますが、弁明書 4 ページ、第 3 の 6 (3)、「第 2 の 2 (5)エ」についてであります。

知事は審査申立書において、「将来の世代への財政負担を含めた財政運営は、最終的に知事が責任を負うことになる。そのため、原案については、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論及び検討を行うことにより、必要な事業に対して所要額を精査し、適切な財源を確保した上で、編成している。本件議決が認められることになれば、後年度の財政負担の責任が不明確になる。」と主張しております。

しかしながら、議会を構成する議員は、それぞれの選出選挙区を中心に日頃から多くの有権者や各種団体からの要請・陳情を受け、行政に対し取組を促す役割を果たしております。こうした取組が長の予算編成過程において取り込まれることもあれば、そうでない場合もあり得る実情はありますが、議会における予算審議を通じて、こうした要請・陳情を踏まえた編成がなされているかを議論することが議会に求められている重要な機能の一つであることを鑑みれば、執行部内における予算編成過程に議会が関与していないという事実をもって、議会による予算の増額修正が後年度の財政負担の責任を不明確とするという指摘を行うことは、すなわち地方自治法第 97 条第 2 項に定める議会の予算修正権を否定するものであって、全くもって許し難い見解であります。

以上が本弁明書における主たる見解となります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由説明を終わります。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長 これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第 1 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長 これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

喜友名智子議員。

〔喜友名智子 議員登壇〕

○喜友名 智子 議員 おきなわ新風の喜友名智子です。

財源を求めるためのこの提案、非常に有益な議論であり、賛成したいと申し上げたいところではありますが、やはり疑義が残ります。

私は、議員提出議案第 1 号「地方自治法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 29 条第 2 項の規定に基づく弁明書」について、反対の立場で討論をいたします。

我が会派は今年 2 月定例会で次呂久成崇議員が、「令和 7 年度沖縄県公債管理特別会計予算」委員会修正案に反対する討論を行いました。その理由として、具体的事業が定まらない中、財源をより多めに確保することを目的とする予算計上は、地方自治法が規定する本来の財政規律を損なうものであるということを主張しております。また、そもそも臨時財政対策債は、国の財源不足を補うために地方公共団体が借金し発行年度の財政需要に対応するもので、財源が足りているときにさらに借金することをよしとする性質ではありませんと述べ、さらに適切な公債管理を含む中長期の財政運営に関わる予算を議会側が一方的に修正することは、その権限を越える可能性があると訴えました。

また、会派維新の会の大田守議員からはこう述べられております。2001 年度から導入された臨時財政対策債制度は、地方交付税の原資が景気や消費の動向によって変動しやすいという欠点に対処するためだったこと。元利償還金全額が後の年度の地方交付税の代替財源とみなされていることを確認しながらも、臨時と名がつく財源がいつまで続くのか不透明なこと、地方交付税の中身はそもそも財政需要基準で計算されるため、元利償還金がそのまま含まれるか不明であるとの指摘がありました。そして、臨時財政対策債について、村上総務大臣から令和 7 年度の地方財政対策について、地方からは（中略）一般財源総額を確保してほしい、臨財債をできる限り抑制してほしいという要望があったことが紹介され、令和 6 年 12 月 25 日の村上総務大臣の予算折衝・地方財政対策関係記者会見では、「令和 7 年度の地方財政対策においては、制度創設後、初めて、臨時財政対策債がゼロとなりました。」「自治体からも長年にわたり強い要請があったものであり、非常に望ましいことである」というこ

とが述べられており、これが総務省の見解であると理解しております。

以上の反対討論を振り返りまして、沖縄自民党・無所属の会が提出しました議員提出議案第1号の弁明書に対し、以下を申し上げます。

1点目、借換債の発行が将来の財政負担につながるのかという点についてです。

知事の審査申立書、そして弁明書でも数字を用いて議論をされておりました。これについて数字の詳細を試算するデータは持っていませんので控えますけれども、弁明書の第3の3では、「本件議決によって増える残高見込みは、(中略)県債残高に占める割合は1%以下であり、過大な規模という主張には理由がない」と述べておられます。約1%の挑戦、一議員として新たな試みとして非常に面白いと思います。私もコロナ禍の時期、県が予算の捻出に苦慮していた時期に、緊急事態の中、地方債で建設予算をカバーし、その分を生活支援や学校支援に充てる予算編成があってもいいのではないかとこのことを提案しました。残念ながら制度のハードルが高く実現には至りませんでしたけれども、今回の借換債の議論で、県民生活のために財源を追求する姿勢は提案者とも共有しているということはお伝えしたいと思います。しかしながら、借換債はその本質が借金を返すための借金であり、地方財政法では原則として地方債の借換えは禁止とされております。特例として、償還年度が到来した地方債の元利償還に充てること、また、財政健全化計画などの下で地方財政の健全化に資すると認められる場合の条件では認められると認識しております。しかし今回の弁明書では、これらの特例に当たる理由を強調しているとは読み取れません。

弁明書第3の2(1)において、「借換債を後年度に(中略)長において適切な予算措置を行うために、財政調整基金へ積み立てる」と述べておられます。これについては、借換債の性質を逸脱して財政調整基金の積立てに用いることは、財政の健全性の観点から慎重であるべきと考えます。短期的視点のみでなく、中長期的な見通しの観点から知事の申立てはもっともであると思います。例えば今後、沖縄県の行財政改革プラン——現在は第9次の施行中でしょうか。この中に財政健全化にリスクなき借換債の活用などと記載をし、県に計画化、試算を求めることがより建設的な議論につながるのではないのでしょうか。

また、県知事の予算編成権と議会の修正権について考えますと、首長の財源戦略に介入する、これが是非かという議論はやはりいまだ不可欠であります。地

方自治の執行機関と議決機関の役割分担に関して、我々沖縄県議会としてどのような議論と慣例を積み重ねていくのか、この議論も引き続き必要だと考えております。

2点目、その議会での議論の熟度です。

弁明書第3の2(4)において、議論を十分に行ってきた説明としてこうあります。令和7年2月定例会中、本会議や委員会の場合以外で、財政課担当者や総務部長との間で沖縄自民党・無所属の会会派として、少なくとも2回は意見交換を行ったこと、その際、こうした財源——借換債のことを言っていると思います。こうした財源の活用方法についても検討していきたいとの発言が執行部からもあったと述べております。

しかしながらこれは、ここにおられる県議会議員全員、全会派、議会を巻き込んだ熟度ある議論をしたとみなされるものでしょうか。県議会議員の一人として、県予算を増やし、県民の福祉向上、沖縄の発展につなげたいとの考えは同じです。しかし、その手法として借換債が果たして今最優先されるべきことなのか、県議会全体で議論が熟したと言える状況にはいまだないと訴えます。結果、県知事から県議会の決定に不服だと申立てが行われているのが今の段階であります。

3点目、沖縄県議会が臨財債借換え修正案を可決したことについて、総務大臣・総務省からあった、ゼロとなった臨財債の結果は非常に望ましいと表明した方針との整合性をどう考えればよいのか。議案提案者は、県がやってみないと分からない。まずはやってみようという意欲がおりないのかもしれませんが。その意欲、非常にすばらしいと思います。しかしながら私は、県に対してこのような類いの財源を求める労力を一般財源の確保に優先して充ててほしいと考えるものです。

もう一点、弁明書の第3の2(2)、「議会としては本件議決において後年度の財源として活用可能な財政調整基金への積立てを行うこととしたものである。」とあります。しかし、これに対してのもともとの知事からの審査申立書にはこうあります。「後年度における財源確保のみを目的として地方債を増やす手法であり、修正の必要性・相当性を欠いている。」この点、議論がかみ合っているのか、私には読み取ることができませんでした。

こういった内容の弁明書、非常に多岐にわたりますので、私なりにポイントを絞って反対の弁を申し上げます。

今回の弁明の趣旨である、知事からの審査申立てについては、これを棄却するとの裁決を求めることに反対をし、知事から行われた審査申立書の趣旨である本件議決を取り消す裁定を求めることに賛成の意を述べ、討論といたします。

議員各位におかれましては、中長期的な健全な財政運営に資する慎重な判断をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長 徳田将仁議員。

〔徳田将仁 議員登壇〕

○徳田 将仁 議員 沖縄自民党・無所属の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました議員提出議案第1号について、賛成の立場から討論を行います。

まず、冒頭に申し上げたいのは、この議案に対して我々自民党会派は、断じて越権行為ではない、むしろ県議会議員としての責任であると強く申し上げておきます。

今、私たちは沖縄の未来を守るために、決して見過ごすことのできない課題と正面から向き合おうとしております。物価高にあえぐ家庭、そして危機的な状況にある和牛畜産、手つかずの道路整備、災害に脆弱な県土、インフラ、そして未来を担う子どもたちの貧困、この現実を前にして私たちは黙って立ち尽くすわけにはいかないんです。だからこそ、さきの2月議会において、我々は沖縄自民党・無所属の会として県民の暮らしを支えるための財源を確保する予算修正案を提出しました。これはすぐに返済する必要のない国の支援——臨時財政対策債を活用し、県民の今を支え、そして未来へとつなげるための提案であります。この判断は、財政的にも無理がなく、新たな借入れは全体の僅か1%に満たない水準であります。しかも、その使い道は、人の命と暮らしを守ること。これ以上に正当な投資がありますか。これは浪費では全くありません。未来の沖縄への責任ある投資だと思っております。

一部から、議会の権限を越えているのではないかという指摘もあります。しかし、それは明らかに誤解であります。地方自治法第218条及び第96条は、地方議会に予算の修正権限を認めております。これは議会に与えられた正当な権限であり、民主主義の根幹をなす制度であります。私たちは、この法に基づいて県民の声を代弁し、正当に修正案を提出いたしました。つまり、この提案は越権などではなく、議会に課せられた責任の遂行そのものであるのです。そして、その修正案を最終的に受け止めるのは、知事であります。今、知事に問われているのは、権限の大小ではありません。

県民の声に応える覚悟があるかどうかであります。この修正案は、予算編成期のこの時期にしか出せない、まさに一度きりのチャンスなのであります。私たちは、与党・野党という立場を超えて、県民の暮らしを守りたいという点で一致しておると思っています。

今、全国的に米の価格の高騰、特に沖縄は5キロ5000円という影響が最も大きい県であります。また、和牛畜産農家への緊急支援、これも昨年我々は、補正予算審議で附帯決議を行いました。

先ほど宮里議員の提案理由説明にもありましたけれども、こうした当初予算編成時に予見できない突発的かつ緊急性のある事象に迅速に対応するためにも、財政調整基金を積み増す理由は大いに肯定されなければいけない。にもかかわらず申立人である知事は、基金は71億で十分などという全く理解も共感も得られない、県民の幸せを顧みようとしない主張を展開しているのであります。

どうか沖縄県民の全ての方々に訴えます。

この提案は、あなたの暮らし、そしてあなたの家族、そしてあなたの未来を守るためのものであります。

そして、知事に申し上げたい。

県民の声に応え、責任ある判断を。県民のための英断を、どうか今この瞬間に。未来の沖縄は、今ここから動き出します。

このことを申し上げて、議員提出議案第1号「地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書」に対して賛成をいたします。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成の討論を終わります。

○中川京貴 議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○中川京貴 議長 これより議員提出議案第1号「地方自治法第258条第1項において準用する行政不服審査法第29条第2項の規定に基づく弁明書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○上原 快佐 議員 議長。

○中川京貴 議長 上原快佐議員。

○上原 快佐 議員 この際、動議を提出いたします。

西田昌司参議院議員の発言に関して、引き続き対応を協議する必要があるため、本会議の暫時休憩を求める動議を提出いたします。

○座波 一 議員 議長。

○中川京貴 議長 座波 一議員。

○座波 一 議員 私は、ただいまの上原快佐議員の動議に賛成いたします。

○中川京貴 議長 ただいま上原快佐議員から本会議の暫時休憩を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長 起立全員であります。

よって、本会議の暫時休憩を求める動議は可決されました。

○中川京貴 議長 ただいま動議が可決されましたので、暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午後10時0分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

先ほど山内末子議員外43人から議員提出議案第2号「西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言に対する抗議決議」の提出がありました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第2号「西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言に対する抗議決議」は、緊急を要する事件と認め、この際、日程に追加し審議することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し審議することに決定いたしました。

◆ . . ◆
○中川京貴 議長 議員提出議案第2号 西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発

言に対する抗議決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山内末子議員。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔山内末子 議員登壇〕

○山内 末子 議員 皆さん、こんばんは。

遅くまでお疲れさまでございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第2号につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言について関係要路に要求するためであります。

内容を朗読いたします。

〔西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言に対する抗議決議朗読〕

以上で、提案理由の説明は終わりましたが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、関係要路に要求するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましては、しかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○中川京貴 議長 これより質疑に入るのであります。が、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長 これより討論に入ります。

議員提出議案第2号に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

大田 守議員。

〔大田 守 議員登壇〕

○大田 守 議員 皆さん、こんばんは。

本当に長い議論の中で様々な意見が出てきたとおもっています。

さて、それを基にして、私たち会派の決議に対する態度を示したいとおもっています。

議員提出議案第2号「西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定する発言に対する抗議決議」に対しては賛同する立場ではありますが、しかし今回の抗議決議は県民の思いに寄り添っているとは考えられず、反対の立場で討論いたします。

問題となっている西田参議院議員のひめゆり発言に対して、強く憤りを感じております。私は、ひめゆりの塔や魂魄之塔がある米須に生まれ育ちました。小さいときから本土からの遺族の慰霊団や県内各地からの参拝者の方々を見てまいりました。それと私の周りには、いまだ沖縄戦に対する声を上げようにも上げられないじくじたる思いを持った方々が多く存命しております。中には、小学生で熊本に疎開して、沖縄に帰ってきたら親族が誰もいない。一人でしっかりと生きてきて、沖縄戦に関してはじっと黙っておられる方もいます。また、足をけがしてずっと―――を引きながら歩いている方もいらっしゃいます。また沖縄戦の後に、焼けた自分の屋敷で帰らない家族を待った幼子が親族の呼びかけにも応えず、そこで衰弱死した子もいらっしゃったと聞いております。そのようなことを考えると沖縄戦は歴史となっておらず、いまだに続いているものだと私は考えております。歴史にはまだありません。西田昌司参議院議員のひめゆりの塔に関する発言は、沖縄戦後、平和を希求してきた多くの関係者の心を踏み砕くものであります。それ以上に、亡くなられた御霊の尊厳、県民の尊厳を毀損するものであると私は感じております。

まず、西田昌司参議院議員の発言を見てみましょう。事実誤認、これがございます。西田昌司議員はひめゆりの塔の展示について、日本軍が入ってきて学徒隊が死に、アメリカが入ってきて沖縄が解放されたと言われていると主張しました。しかし、ひめゆり平和祈念資料館の館長は、そのような展示は過去にも行っていないと否定をしております。これは、この資料館ができてから35年分の資料を館長含め職員の皆様方が、もしこういった表現があれば大変なことになるという思いでしっかりと確認されたと聞いております。また、歴史認識の問題もございます。西田昌司議員の発言は、沖縄戦の実相をゆがめるものだと批判さ

れております。沖縄戦は、日本軍と米軍の激しい戦闘によって多くの民間人が犠牲になった戦争であり、解放という表現は適切ではないと指摘されております。沖縄県民への影響もあります。元ひめゆり学徒や沖縄県民からは許せないとの声が上がっており、ひめゆり平和祈念資料館には励ましの声が多数寄せられていると聞いております。しかし一方で、西田昌司議員に同調する意見も一部見られると館長は発言しております。これでは県民の分断につながりかねないと私は危惧をしております。政治的背景もあるのかなとおもっております。西田昌司議員は憲法改正を求めるシンポジウムの中でこの発言をしております。彼の歴史観は、戦後の日本の教育が自虐史観に基づいていると批判する立場にあるため、今回の発言もその延長線上にあると考えられております。また、自身の選挙区の京都府を引き合いに、ここまで間違った歴史教育は京都でもしていない。かなりむちゃくちゃな教育をされているとおもっております。西田昌司議員は、最終的に発言を撤回し、丁寧な説明なしにひめゆりを持ち出して話すこと自体、島民の皆様の心に傷を負わせてしまったことは否めない事実だと思う。そのことを痛切に感じたとおもっております。ひめゆりの塔の名前を出して講演したこと自体が不適切だったと謝罪をしましたが、歴史認識に関する議論は今後も続くとおもわれております。自身の歴史観や持論の正当性を主張し、ひめゆりについて発言する時と場を誤ったとおもっているだけです。会見でTPOとしてそこが一番の反省点とおもっています。西田昌司参議院議員は、曖昧な記憶や思い込み、自身の歴史観から沖縄戦の実相や戦後沖縄の歩みを解釈している。そのような姿勢に沖縄戦体験者を含め県民は反発しております。TPO―――時・場所・場面にとどまる話ではございません。抗議をするからには、沖縄の尊厳を今後二度と毀損することがないようにすべきであります。しかし今回、与党には県民の尊厳を守り、県民の思いを考えて抗議文を作成してほしいが、そうはなっていないことに県民は大変失望すると思います。一方で自民党には、抗議文の中に「本土防衛のための「捨て石」」の表現が入る中で、これに関しては私の認識の中ではこれまでの自民党の歴史認識が変化したのか、支持者の皆様方にどのように説明されるのか、抗議文を早急に作成することを目的とするのなら本当の抗議になるのか甚だ疑問を感じております。

普天間館長が言う全会一致とは、県議会が強い覚悟を持って二度と御霊の尊厳を毀損することがないように抗議をするべきだと、そのように話したことだと私

は感じております。抗議文には明確に、西田昌司参議院議員の発言撤回と県民に対して再度の心からの謝罪及び議員辞職を求める。また、自民党本部には西田昌司参議院議員に対して離党勧告と党としての歴史認識の見解を求め、そして県民への謝罪を求めます。また自民党県連には憲法シンポジウムの共催者の責任として、県民に対し経緯の説明と謝罪を求める。このことが記載されていない以上、我が会派は県民の尊厳や沖縄戦で亡くなった全ての御霊の尊厳を守るために反対いたします。

以上であります。

議員各位皆様方の思いを持って、賛成・反対されてください。よろしくお願いいたします。

それと訂正いたします。

「―――」と表現してしまいました。申し訳ありません。足の不自由な状態という形にさせていただきます。

○中川京貴 議長 休憩いたします。

午後10時18分休憩

午後10時19分再開

○中川京貴 議長 再開いたします。

この際、申し上げます。

ただいまの大田守議員の発言のうち、不適切と思われる部分につきましては、議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることにいたします。

○中川京貴 議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

○中川京貴 議長 これより議員提出議案第2号「西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相をゆがめ、否定

する発言に対する抗議決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○中川京貴 議長 ただいま可決されました議員提出議案第2号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第2号の趣旨を関係要路に要請するため、議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長 起立多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第3回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午後10時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 中 川 京 貴

会議録署名議員 儀 保 唯

会議録署名議員 新 里 匠